

大和市防火水槽設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大和市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成19年大和市条例第41号。以下「条例」という。）第42条及び大和市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則（平成19年大和市規則第87号。以下「規則」という。）第27条の規定に基づき、防火水槽の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地中ばり防火水槽 建築物の地下（地中ばり等を含む。）を活用して設置する防火水槽をいう。
- (2) 現場打ち防火水槽 現場で加工される鉄筋コンクリート製の防火水槽をいう。
- (3) 二次製品防火水槽 工場において生産された部材を使用して建設されるもので、一般財団法人日本消防設備安全センターの二次製品等防火水槽等認定規程（平成13年消安セ規程第8号）により型式認定された防火水槽をいう。
- (4) 採水口等 採水口、防火水槽から採水口までの配管並びに通気管をいう。

(防火水槽の設置基準)

第3条 防火水槽の設置に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 防火水槽は、常時貯水量が40立方メートル以上を有しているとともに、吸管投入孔を2箇所以上設置すること。ただし、常時取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するプール、池、工業用貯水施設等が設置されたときは、防火水槽が設置されたものとみなす。
- (2) 公園、空地等に設置する防火水槽は、二次製品防火水槽のⅠ型（以下「Ⅰ型」という。）以上とし、自動車等の進入のおそれのある場所に設置する場合には、二次製品防火水槽のⅡ型（以下「Ⅱ型」という。）以上の構造とすること。
- (3) 他の用水、事業目的等に使用する貯水槽と兼用する場合は、第1号に規定する貯水量を常時取水できる方式とすること。

(防火水槽の検査)

第4条 事業者は、次に掲げる区分により検査を受けるものとする。

- (1) 地中ばり防火水槽及び現場打ち防火水槽
 - ア 中間検査
 - イ 漏水検査
 - ウ 採水口が設置されている場合は、採水検査
 - エ 完了検査
- (2) 二次製品防火水槽
 - ア 漏水検査（工事工程写真の提示）
 - イ 完了検査

- 2 中間検査は、防水工事完了検査及び工事工程写真の提示とする。
- 3 漏水検査は、満水を確認した日から起算して7日以上経過した日に行なうものとする。
(提出書類)

第5条 防火水槽に関する工事が完了したときは、速やかに、防火水槽工事完了届書（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 消防長は、前項の届出を受けたときは、遅滞なく、条例第42条、規則第27条及び当該基準に適合していることの検査を実施しなければならない。
(指定消防水利承諾書)

第6条 消防長は、事業者が管理する防火水槽が設置されたときは、消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定により事業者の承諾を得て、消防水利に指定するものとする。この場合において事業者は、完了検査の前までに、指定消防水利承諾書（第2号様式）に案内図及び配置図（防火水槽の位置を明示したもの）を添付し、提出するものとする。

(防火水槽の技術基準)

第7条 防火水槽の技術的な基準は、次のとおりとする。

- (1) 掘削 1,000 ミリメートル未満でゆう水のある場合又は土質が軟弱等の場合は、ゆう水対策工事、くい打ち工事等の土質対策を行なうこと。
- (2) 防火水槽内には、原則として区画を設けないこと。ただし、構造上やむを得ず区画を設ける場合は、硬質塩化ビニル管等を使用し、区画ごとに通気口、通水口及び人通口を次により設けること。
 - ア 通気口は、口径 100 ミリメートル以上とし、はりの上部に2箇所以上設けること。
 - イ 通水口は、口径 150 ミリメートル以上ではりの下部に2箇所以上とし、底板に接するように設けること。
 - ウ 人通口は、口径 600 ミリメートル以上の大きさとし、その下端は、底板から 500 ミリメートル以下とすること。ただし、構造上設置することが困難であり、点検口を設ける等各区画が点検できるようにした場合は、この限りではない。
 - エ 施工方法は、別図1によること。
- (3) 設置方法は地下式とし、水槽の深さは原則として底設ピット部分を除き地表面からおおむね 7,000 ミリメートル以内とすること。ただし、地下埋設が困難な場合は、設置方法等について消防長と協議するものとする。
- (4) 吸管投入孔の直下には、一辺の長さ又は直径が 600 ミリメートル以上、かつ、深さ 500 ミリメートル以上で、十分な強度及び水密性が確保され、水槽本体との接合部に漏水のおそれのない構造である底設ピットを設けること。
- (5) 水槽内は、給水管、排水管、ガス管、電気配管等他の用途の配管を通さないこと。
- (6) 容量の算定は、底設ピット及び連結立管を含む吸管投入孔の容量を除いた本体の容量とすること。
- (7) 吸管投入孔には、点検管理のために耐食性を有するタラップ又はこれに代わるはしご等を設置し、見える位置に満水容量の表示を設けること。

(8) 吸管投入孔は、次によること。

ア 消防隊が有効に活用できる位置に原則 2 箇所設けるものとし、水槽本体の強度を損なわない位置とすること。

イ 吸管投入孔には、市に提供する防火水槽にあつては別図 2 により、また、事業者が管理する防火水槽にあつては別図 3 によるふた又はこれと同等の形状によるものを取り付け、その開口部には、ふたを受ける口環及び落下防止のための施設（必要な強度と耐食性を有する材質であるものに限る。）を設けること。

ウ 吸管投入孔の地表面と水槽本体との間に連結立管を設ける場合には、その材質は鉄筋コンクリート製、鋼製、鋳鉄製又はこれらと同等以上のものとし、水平方向荷重によって移動しないよう水槽本体に取り付けること。

エ 土砂等が堆積するおそれのある吸管投入孔の周囲 300 ミリメートルの範囲は、コンクリート仕上げとすること。

(9) 主要構造材料、部材厚等は、次によること。

ア コンクリートは、材料の均質性、水密製及び耐久性を考慮し、設計基準強度（4 周圧縮強度）を現場打ち防火水槽にあつては、24 ニュートン毎平方ミリメートル以上とすること。

イ 主鉄筋及び配力鉄筋は、原則として直径 13 ミリメートル以上の異型鉄筋とし、I 型にあつては 1,600 キログラム以上、II 型にあつては 2,000 キログラム以上使用すること。

ウ 頂版、側版、底版及び底設ピットの躯体の厚さは、現場打ち防火水槽の I 型にあつては 200 ミリメートル以上、II 型にあつては 250 ミリメートル以上とすること。

エ 底面部には、栗石等により、必要な基礎固めがしてあること。

(10) 地中ばり防火水槽の技術基準は、前各号に定めるもののほか、次のとおりとすること。

ア 内部仕上げは、床及び壁を全面防水措置するものとし、上階が居室等の場合は、必要に応じて天井も防水措置とすること。

イ 吸管投入孔を設けない場合は、採水口及び直径 600 ミリメートル以上のふた及び落下防止施設の付いた点検口を設け、点検管理のために耐食性を有するタラップ又はこれに代わるはしご等を設置し、見える位置に満水容量の表示を設けること。

ウ 地中ばり防火水槽に採水口等を設ける場合は、別図 4 による採水口を設けるほか、第 9 条の定めによること。

(標識)

第 8 条 規則第 27 条第 5 号の規定により設置する標識は、市に提供する防火水槽にあつては別図 2 とし、事業者が管理する防火水槽にあつては別図 3 のとおりとする。

(採水口の技術基準)

第 9 条 防火水槽に採水口等を設置する場合の技術基準は、次のとおりとする。

(1) 採水口は、次によること。

ア 2 口以上設けること。

- イ 覆冠を設け、採水口である旨の表示をすること。
- ウ 取り付け高さは、地盤面から結合部の中心まで 500 ミリメートル以上 1,000 ミリメートル以下とすること。
- エ 材質は、日本工業規格 H5111（青銅鋳物）に適合するもの又はこれと同等以上のものとし、結合部は口径 75A のメネジとし、日本工業規格 B9912（消防用ねじ式結合金具の結合部の種類及び寸法）に適合すること。
- オ 施工方法は、別図 4 によること。

(2) 配管は、次によること。

- ア 採水口 1 口ごとに単独配管とし、採水口に接続する配管は、口径 100A 以上とすること。
- イ 消防ポンプ自動車を使用して、毎分 1 立方メートル以上の取水ができるように設計すること。
- ウ 口径の算定に当たっては、配管口径算定要領（別表）によること。
- エ 吸水口は集水ピット内に設け、離隔は 500 ミリメートル以上とし、先端には、耐食性のストレーナーを設けるとともに、床面から 200 ミリメートル程度離すこと。
- オ 材質は、日本工業規格 G3452（配管用炭素鋼鋼管）に適合するものまたは、これと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。
- カ 水槽と管路部との間には、可とう伸縮継手（点検口付）を設けること。ただし、配管が水槽と一体化している場合は、この限りでない。
- キ 埋設配管は、外面の腐食を防止するための塗装、防食テープ等により措置をすること。

(3) 外部への通気管は、次によること。

- ア 口径は、100A 以上とすること。
- イ 先端は 180 度曲げ、異物の混入を防止するための網を設け、防火水槽の通気管である旨の表示をすること。ただし、異物の混入の防止等、通気管として差し支えないと認められる場合は、上記方法によらないことができる。
- ウ 材質は、日本工業規格 K6741（硬質ポリ塩化ビニル管）及び G3452（配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。なお、G3452 を使用する場合は、前号キの例によること。

（市に提供する防火水槽の基準）

第 10 条 市に提供する防火水槽及びその用地の基準は、前 6 条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 耐震性に優れた防火水槽とすること。
- (2) 防火水槽の周囲には、800 ミリメートル以上の空地を確保すること。
- (3) 防火水槽の用地内は、一般車両の進入ができない措置を講ずるとともに、仕上げをコンクリート打ち又はアスファルト舗装とし、他の施設等を設置しないこと。
- (4) 公園内に防火水槽を設置する場合は、消防ポンプ自動車が容易に接近し揚水操作が可能な場所とし、吸管投入孔の周囲 300 ミリメートルの範囲をコンクリート仕上げと

すること。

- (5) 前号に規定する防火水槽の土かぶりは、地盤面から防火水槽頂版面までの距離を1,000ミリメートル以上とすること。
- (6) 市に提供する道路内に防火水槽を設置する場合は、消防長と協議しなければならない。
- (7) 防火水槽の用地の境界は、市が指定する境界石により明確に区画するとともに、道路側を除き、高さ1,200ミリメートル以上のネットフェンス等で囲むこと。

(協議)

第11条 規則第17条第2項第11号の書類については、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 防火水槽構造図（平面図及び断面図等）
- (2) 採水口等を設置する場合は、採水口姿図、配管図、配管口径算定書等
- (3) 二次製品防火水槽を設置する場合は、一般財団法人日本消防設備安全センターが定める認定規程に適合した旨の証票の写し
- (4) その他必要な図面等

附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から施行する。